

もし、もし
消費生活
相談です



2-2455

通信販売

返品特約などを
よく確認を

私たちが商品を購入する方法の一つに通信販売があります。

TVやカタログ、雑誌、ダイレクトメールやチラシ等だけではなく、最近ではパソコンや携帯電話のインターネットを利用して購入する機会も増えてきています。

通信販売についてまず知っておかなければならないことは、
①クーリング・オフ制度は適用されないで、消費者の自己都合による返品は原則としてできない。

②間違えた商品が届いた場合や届いた商品が不良品であった場合は通販業者に返品や交換を要求することができる。

③広告に記載された返品特約の条件にあてはまれば返品が可

能である。

返品特約とは、返品可否、返品条件について広告に記載が義務付けられているものであり、返品できる旨の定めが記載されていれば、その条件に従ったかたちで返品（契約の解除）が可能となります。

この返品特約の記載がない場合は、商品が届いてから8日間、消費者が送料を負担することで返品することが可能です。

ネットショッピングで商品を購入し、代金を振り込んだが、いくら待っても商品がとどかない、業者にも連絡がつかない等という場合には、ネットショップに対して期日を定め、商品送付又は返金を求める旨の手紙に配達証明を付けて送って交渉します。

この手紙が受取拒否や宛先不明で戻ってきた場合は詐欺等の疑いがありますので、警察署や警察のサイバー犯罪窓口にご相談してください。

ネットショッピング等の代金前払いによるトラブルを防止するためには、色々な支払方法が用意されているショップを選び、できれば代金引換で購入すると良いでしょう。

通信販売を利用する場合は、

返品特約の有無やその条件を事前によく確認し、商品が届いたら（使用前に）すぐ中身をチェックすることがトラブルの防止策となります。

テレビショッピング って返品できるの？

テレビショッピングも、TVで広告を見て、電話等の通信手段で申込みをする取引になりますので通信販売に該当します。

通信販売は、消費者が自主的な意思で申し込むためクーリング・オフが適用されません。

返品については、業者が決めた返品ルールに従うことになります。「返品不可」と表示があれば、基本的に返品はできません。「返品可」の場合でも、返品条件や送料負担など詳細について確認することが大切です。テレビ放映中に確認できない時は、注文する時に尋ねましょう。

トラブルに巻き込まれたら一人で悩まないで、産業振興課水産林務商工グループ消費生活相談窓口へ相談しましょう。

滞納整理を進めています！！

……地方税滞納整理機構

「渡島檜山地方税滞納整理機構」は、設立から9年目となりました。

平成23年度は「預貯金・保険の差押」ばかりでなく、不動産の競売・動産の差押・インターネット公売等を実施した結果、管内市町村から移管された滞納税額2億8,262万円のうち1億3,954万円を徴収しました。（徴収率49.37%）

当機構では税負担の公平を図るため、今年度も処理困難な事案の滞納整理を進めています。

（渡島・檜山地方税滞納整理機構は、渡島・檜山管内の地方税の滞納を、市町村に代わり、差押え、公売等を通して強制的な滞納整理を行っている一部事務組合です。）

【お問い合わせ先】

函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎内
渡島・檜山地方税滞納整理機構

タクシー料金助成券の 交付について



交付対象者の方には、申請書類を送付していますが、まだ手続きが済んでいない方がおります。

早期に生活環境課生活環境グループ窓口で交付手続きを行ってください。

申請書を紛失していても窓口で発行いたします。

◎手続きに必要なもの

- ・印かん ・申請書
- ・障がい者の方は身体障がい者手帳または療育手帳

【申請・お問い合わせ先】

生活環境課生活環境グループ ☎2-2454